

マニユライフ終身保険

〈円建／外貨建〉

通貨選択型一時払終身保険

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

ご契約のしおり／約款

設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、販売資格をもつ募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

募集代理店

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.1531／25.04



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

引受保険会社

Manulife
マニユライフ生命

募集代理店

野村證券株式会社

マニユライフ終身保険〈円建／外貨建〉の特徴としくみ

Point 1 死亡・高度障害に対する保障は 契約時から一時払保険料を上回ります。

- 一時払保険料より高い基本保険金額が、契約時から生涯にわたって保証されます。

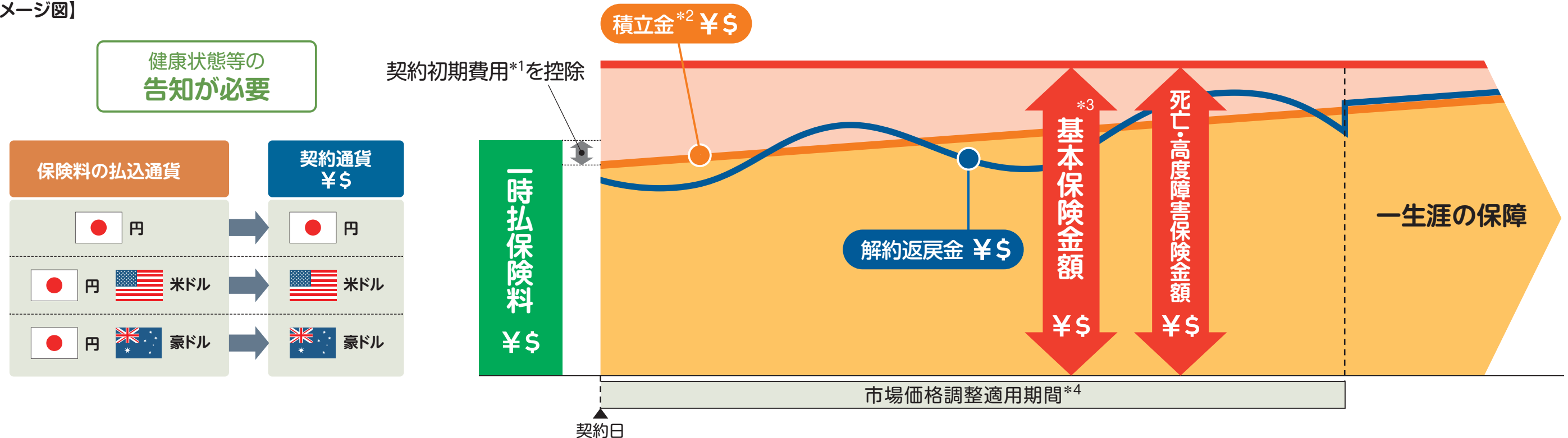
Point 2 運用する通貨は 円または米ドル、豪ドルから選べます。

- 契約通貨は、円または米ドル、豪ドルのいずれかから選択できます。
- 米ドル、豪ドルを選択されることもできます。
- 契約通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、保険料の払込通貨として円も選択できます。

Point 3 大切な資産を のこしたい方へ 名前をつけてのこせます。

- 被保険者に万一の場合、死亡・高度障害保険金を契約通貨でお支払いします。
- 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、死亡・高度障害保険金を円でお支払いすることも選択できます。
※くわしくは、P.7「保障内容について」をご覧ください。
- 死亡保険金受取人は、被保険者の3親等内の親族から指定できます。
※くわしくは、P.6「死亡保険金受取人の指定範囲」をご覧ください。

【イメージ図】



ご契約例

- 契約通貨:米ドル
- 契約年齢:70歳
- 性別:女性
- 一時払保険料:100,000米ドル

基本保険金額	224,851米ドル
契約初期費用	4,700米ドル
積立利率	4.80%
市場価格調整適用期間	20年

※上図では、死亡・高度障害保険金額が、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

*1 くわしくは、P.13「この保険にかかる費用について」をご覧ください。

*2 積立金は、一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額です。契約日に適用される積立利率で運用します。積立利率については、P.10「ご契約について」をご覧ください。

*3 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。

*4 次のいずれか短い期間です。

・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

●リスクのある商品です。

解約時の市場金利、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

※くわしくは、P.12「ご確認いただきたいリスクについて」をご覧ください。

●費用がかかります。

契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用、外貨の取扱いによる費用があります。

※くわしくは、P.13「この保険にかかる費用について」をご覧ください。

●積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

積立金の計算時に、死亡保障等に必要な費用を控除します。

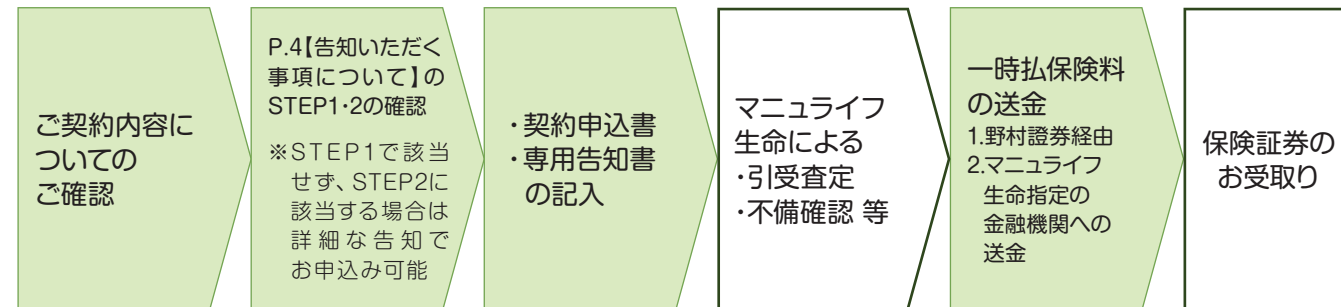
※くわしくは、P.10「ご契約について」をご覧ください。

告知と診査について

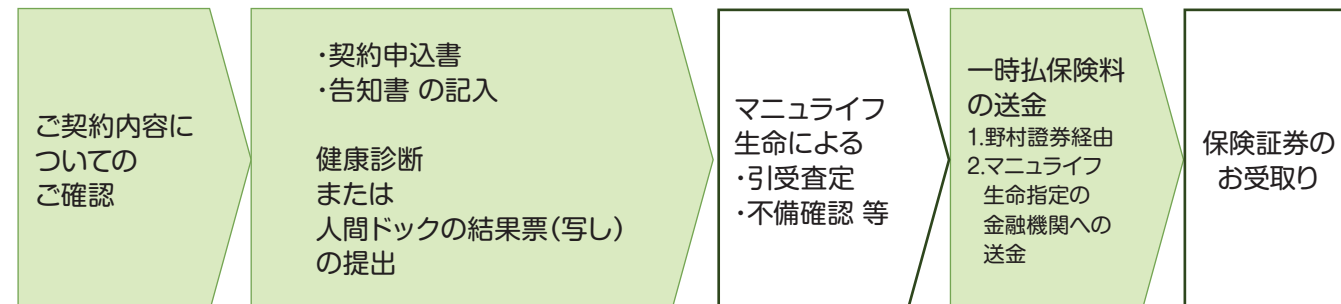
告知と診査の流れ

- お申込みにあたっては、被保険者の健康状態等について、告知または医師による診査を行っていただきます。その結果等をもとにマニライフ生命が引受の査定を行います。
- 契約年齢や基本保険金額と一時払保険料との差額でお手続きの取扱いが異なります。

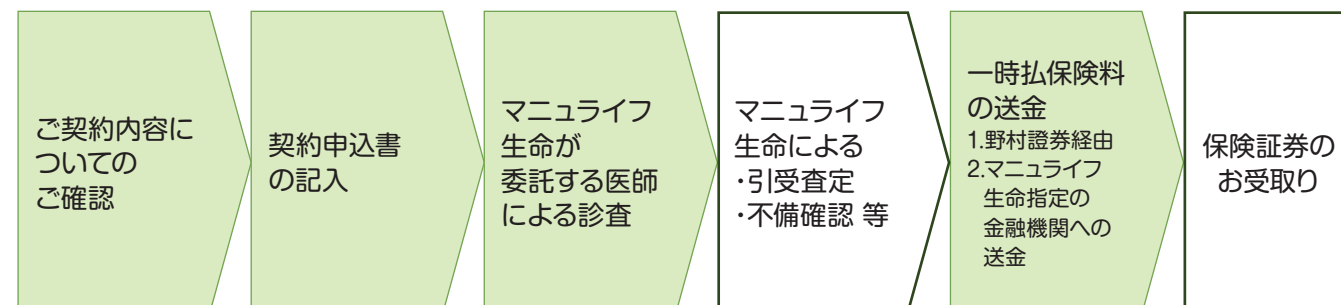
【告知書扱】



【健康診断書扱】



【医師扱】



- マニライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや「年増法」「特定障害状態不担保」といった特別な条件をつけてお引き受けすることもあります）。
- 告知にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、マニライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金等をお支払いする事由が発生していても、保険金等をお支払いすることができません。この場合には、解約返戻金があれば契約者にお支払いします。
- お引き受けの可否・条件については、マニライフ生命で得た情報（健康状態のほか、職業、体格、マニライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等）をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

「告知書扱」の場合のお手続き

- 告知書扱とは、告知書の記入内容から引受の査定を行うものです。次の告知項目に当てはまらなければお申込みいただけます。なお、STEP2に当てはまる場合でも、詳細な告知をいただくことによりお申込みいただけます。

【告知いただく事項について】

STEP 1 過去5年以内に、下記の病気で診察^{*1}・検査・治療・投薬を受けたことがある。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫等)は悪性新生物に含まれます。
心臓の病気	狭心症・心筋こうそく・虚血性心疾患・心臓弁膜症・心筋症・心不全・心房細動および心房粗動
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血 ^{*2})・もやもや病・てんかん・パーキンソン病・多発性硬化症・認知症・アルツハイマー病・統合失調症・双極性障害(躁うつ病)・うつ病・不安神経症・原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)
肺・気管支の病気	肺気腫・慢性気管支炎
消化器の病気	慢性肝炎・肝硬変・慢性膵炎
腎臓の病気	慢性腎炎・慢性腎不全・ネフローゼ
その他	こうげん病・合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病

*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。

*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

STEP 2

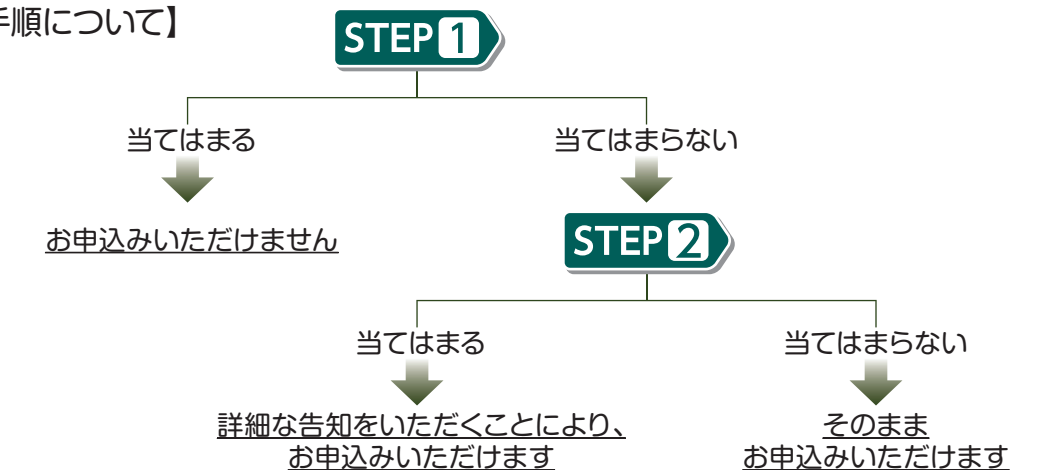
最近3ヵ月以内に入院をしたこと、または医師により入院・手術・検査^{*3}をすすめられたことがある。

A ^{*3} 診断が確定している病気についての定期的な検査は除きます。
※「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、診断確定のための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。

B **過去2年以内**に、病気やケガにより、**2週間以上続けて入院**したことがある。

C 手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。または、**矯正後の**左右いずれかの視力が0.1未満である。

【告知していただく手順について】



お引き受けの可否・条件については、マニライフ生命で得た情報（健康状態のほか、職業、体格、マニライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等）をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

告知書扱の引受限度額

契約年齢	基本保険金額と一時払保険料との差額
30歳～39歳	3,000万円
40歳～80歳	1,500万円
81歳～90歳	800万円

※契約後3年以内のマニユライフ生命における告知書扱のご契約を通算します。
※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、「契約通貨建ての基本保険金額と一時払保険料との差額」をマニユライフ生命の定める為替レートで円換算した金額で計算します。

特別な条件をつけて、ご契約をお引き受けする場合

- ねんましほう

●年増法（年齢による基本保険金額等の調整）

被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数（年増年数）を加えた年齢に基づいて、契約初期費用、基本保険金額、積立利率および積立金を計算する方法です。

【例】

●契約者（被保険者）:70歳 女性

●契約通貨:米ドル

●一時払保険料:100,000米ドル

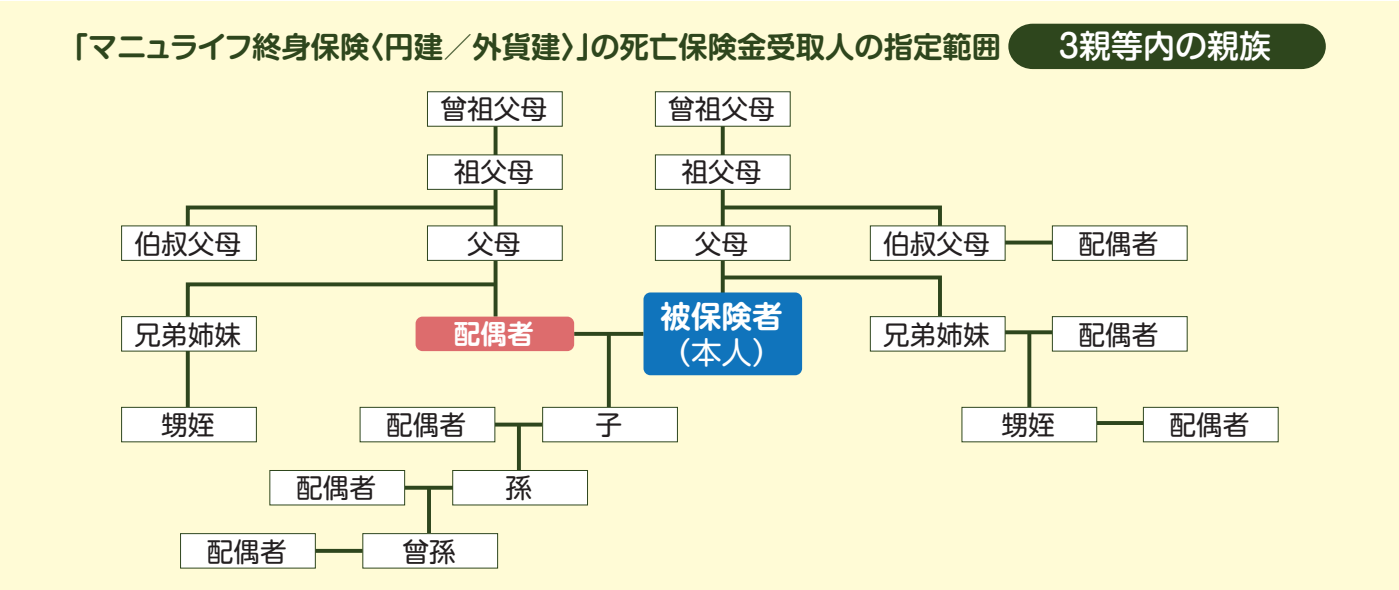
●年増法による年増年数:5年（契約年齢75歳で算出）

	引受査定に問題がなく ご契約されたお客さま	年増年数5年で ご契約されたお客さま
基本保険金額	224,851米ドル	188,975米ドル
契約初期費用	4.70%	4.00%
積立利率	4.80%	4.80%
- 特定障害状態不担保

特定の障害状態（この保険の場合、視力障害）を、高度障害保険金のお支払いの対象としないことでお引き受けする方法です。

死亡保険金受取人の指定範囲

生命保険の保険金は受取人の固有財産となり、原則として遺産分割協議の対象外*となります。
そのため、万一の場合あらかじめ指定された保険金受取人に現金をのこせます。



*相続人の間で著しい不公平がある場合、受取人の固有財産とみなされない場合があります。
※受取人については、後のご家族間でのトラブルを避けるためにも、お客さまの個別の状況等に応じて十分にご検討のうえご指定ください。相続や遺産分割等については、弁護士等の専門家にご相談ください。

保障内容について

●被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお受け取りいただけます。

名 称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の 解約返戻金額または基本保険金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により 所定の高度障害状態*1 に該当されたとき		被保険者

*1 くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。
※支払事由に該当し、死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りになった場合、ご契約は消滅します。

●契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険金等を契約通貨または円でお受け取りいただけます。
「円支払特約B型」を付加し、円でお受け取りいただく場合、下表の換算基準日における為替レートが適用されます。

※下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM) *との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
※対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項 目	換算基準日	契約通貨	
「円支払特約B型」の 為替レート	請求書類をマニユライフ生命の 本社が受け付けた日*2の翌営業日	米ドル	豪ドル
		契約通貨のTTM－1銭	契約通貨のTTM－3銭

*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
※2025年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



次のような場合には、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
【保険金をお受け取りいただけない場合の例】
・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
・保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
・保険金の不法取得目的があつてご契約または特約が無効になった場合
・責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意による支払事由該当等

クーリング・オフ制度について

●申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日*」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。
●マニユライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合や契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。
※くわしくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

解約・基本保険金額の減額について

●契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約または基本保険金額を減額することができます。その場合には、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。
※減額後の基本保険金額が下表の金額を下回る場合、減額することはできません。

契約通貨	円	米ドル	豪ドル
基本保険金額	200万円	20,000米ドル	20,000豪ドル

●基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。
●市場価格調整適用期間*1中の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日(マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日*2)の積立金額(減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額です。

*1 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。
*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

解約返戻金額

=

解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額

×

市場価格調整率

●市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額です。

解約返戻金額

=

解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額

市場価格調整率

- 運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

市場価格調整率

=

1 + 契約日の市場価格調整用利率*1

1 + 解約計算基準日・減額計算基準日の市場価格調整用利率*2

+

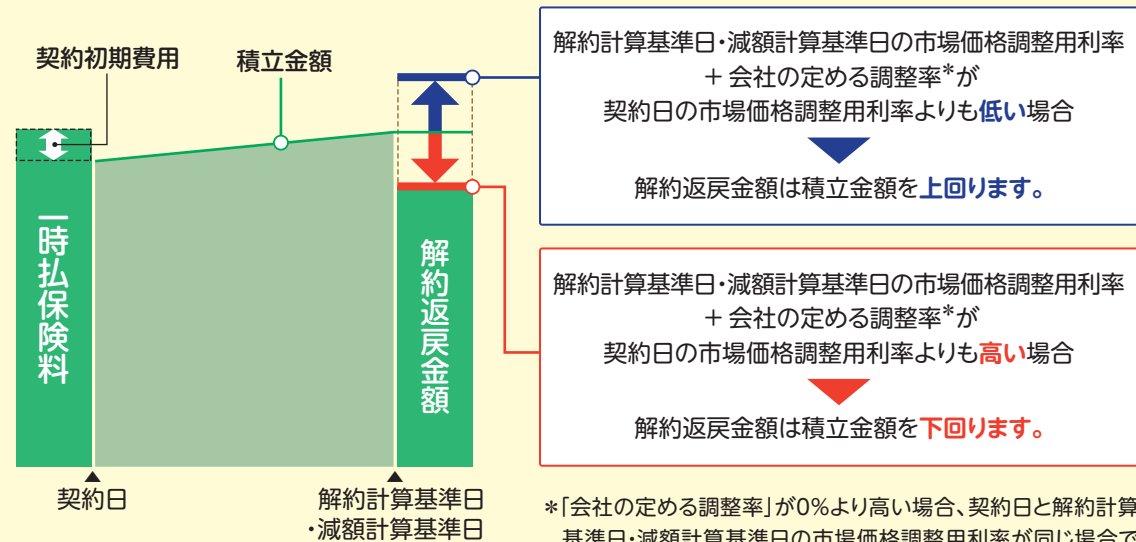
会社の定める調整率*3

残存月数*4

12

- *1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数(月数未満切上げ)×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

[イメージ図] 市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ



*「会社の定める調整率」が0%より高い場合、契約日と解約計算基準日・減額計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても解約返戻金額は積立金額を下回ります。なお、この場合、契約日からの経過年数が短い(残存月数が長い)ほど解約返戻金は大きく減少します。



- この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。
- また、市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させる（市場価格調整）ため、解約返戻金額は増減することがあります（解約時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります）。
- したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

ご契約について

被保険者の契約年齢※1	30歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）			保険期間	終身
最低保険料と 保険料の単位	円	米ドル	豪ドル		
	200万円 （10,000円単位）	20,000米ドル （100米ドル単位）	20,000豪ドル （100豪ドル単位）		
保険料の払込通貨が 契約通貨と異なる場合 の円の取扱単位	契約通貨が米ドル・豪ドルの場合 10,000円 ※契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。				
最高基本保険金額	20億円相当額 ※被保険者の契約年齢・職業等やマニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算します。 ※基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。				
保険料の払込方法	一時払のみ ※野村證券経由またはマニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金				
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族				
死亡保険金受取人	被保険者の3親等内の親族				

責任開始日	お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期を責任開始期（告知もしくは一時払保険料相当額の領収日のいずれか遅いとき）といい、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。	
契約日	責任開始日と同じ日となります。	
積立利率	●原則として、毎月2回（1日と16日）設定されます。 ●契約時に設定される積立利率が一生にわたって適用されます。途中で利率の変更はありません。 ●契約通貨および契約年齢により、設定する積立利率は異なります。 ●積立利率は、マンニライフ生命の定める所定の指標金利（マンニライフ生命が定める期間の平均値）に、－1.0%から2.5%を増減させた範囲内でマンニライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用（保険関係費）を差し引いた利率となります。 ●一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金とし、積立金の計算の際には、死亡保障および高度障害保障に必要な費用（保険関係費）を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。 ※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	
付加できる特約 ※特約保険料はかかりません。	保険料円入金特約B型	保険料を円でお払込みいただける特約です。 ※円でお払込みいただいた保険料相当額は、換算基準日（マンニライフ生命が円での保険料相当額を受領する日）の為替レートで契約通貨建ての保険料に換算します。
	円支払特約B型	外貨建ての保険金等を換算基準日（請求書類をマンニライフ生命の当社が受け付けた日 ^{*2} の翌営業日）におけるマンニライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。 ※保険金等をご請求の際、その受取人のお申し出により選択いただけます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、マンニライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。 ※契約者はいつでも付加できます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金）について、被保険者ご自身をご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。 ※契約者はいつでも指定代理請求人を指定いただけます。
その他ご契約について	●この保険には配当金はありません。 ●この保険には契約者貸付および基本保険金額の増額のお取扱いはありません。	

*1 年増法による特別な条件をつけてご契約をお引き受けする場合、契約初期費用、基本保険金額および積立金は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢で算出します。「年増法」については、**R-5** をご覧ください。

*2 書類の提出以外の方法（マンニライフ生命の定める方法に限りです）により請求を行った場合は、請求をマンニライフ生命が受け付けた日
※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。



お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用され、基本保険金額も変更されます。また、お申込みから契約日までの間に年齢が変更になった場合、基本保険金額が変更されます。したがって15日・月末・被保険者の誕生日近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

税務のお取り扱いについて

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、お払い込みいただいた年のみの適用となります。

解約・基本保険金額の減額時(差益がある場合)

所得税(一時所得) + 住民税

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「死亡保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

高度障害保険金等受取時

- 高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受け取った場合、非課税扱になります。

契約通貨が外貨の場合の税務上のお取り扱い

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

- 契約通貨が外貨の場合においても、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対 象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

*1 TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

*2 「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

※死亡保険金等を外貨でお受取りの場合、円に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨での受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対 象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*3の翌営業日
死亡保険金	

*3 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日



税務上のお取り扱いについては、2024年12月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

ご確認くださいたいリスクについて

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。
したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替リスクについて

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

この保険にかかる費用について

契約初期費用

- 契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）を控除します。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた割合を一時払保険料に乘じた金額となります。控除割合に関しては以下表よりご確認ください。

項目	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%	4.00%
	80歳～84歳	3.50%	3.90%	3.90%
	85歳以上	3.40%	3.80%	3.80%

*年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

保険関係費

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用
積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。
- 保険契約の締結・維持に必要な費用
積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率をあらかじめ差し引きします。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

- 金融機関で通貨交換をされる場合
外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
- 金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合
一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
- 通貨交換に関する特約などを利用される場合
「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」の為替レートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各為替レートは、マニユライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※2025年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

アフターサービス

ティーベック(株)が提供するサービス

無料の付帯サービス \ ところとからだの健康サポート /

メディカルリリーフプラス

（対象：被保険者とそのご家族）

メディカルほっとコール24

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

（対象：被保険者）

メディカルソムリエ

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。

マニユライフ生命が提供するサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

ご登録はこちら



- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 積立利率、「保険料円入金特約B型」の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等